

第6章 PPP／PFI 導入の適否

6.1 検討方法

保健環境研究所の基本計画策定にあたり、PPP^{*1}／PFI^{*2} 導入の適否について、保健環境研究所の業務の特殊性を踏まえ、実施設計、建設、維持管理（試験検査に係る施設、設備に係るものなどを除く）を民間事業者に一括発注する手法を検討しました。先行事例や民間意向調査も踏まえ、従来型手法との定性的評価及び定量的評価（VFM^{*3} 算定）を行いました。

- ※1 Public Private Partnership：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
- ※2 Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- ※3 Value for Money：支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を提供するという考え方。従来の方式と比べて、PFI を導入したほうが、総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

6.2 検討結果

(1) 定性的評価

保健環境研究所の業務の特殊性を踏まえ、試薬及び機器の調達や管理など、試験結果に直接影響を及ぼす可能性のある業務について、民間事業者が実施することは適切ではないと考えられます。また、薬品等を扱う観点からも、維持管理の効率化よりも安全性を重視する必要があります。

このように、維持管理の内容が限定的である点に加え、既存大学建物を活用するため、民間ノウハウ活用の余地は乏しく、維持管理費の削減は見込めないと考えられます。

(2) 定量的評価

VFM を算定した結果、従来型手法と比べて事業費の縮減効果は低く、事業リスクを考慮すると、PPP／PFI を導入することに大きな有利性は認められません。

(3) 総合評価

以上のことから、PPP／PFI の導入は適しないと評価します。